

平成 27 年 7 月 23 日

厚生労働大臣  
塩崎 恭久 様  
内閣府特命担当大臣（少子化対策担当）  
有村 治子 様

社会福祉法人全国社会福祉協議会 全国保育協議会  
会長 万田 康  
公益社団法人全国私立保育園連盟  
会長 近藤 遼  
社会福祉法人日本保育協会  
理事長 大谷 泰夫

## 子ども・子育て支援新制度 施行後の課題への要望

子ども・子育て支援新制度の施行から 3 か月が経過しました。「すべての子ども・子育て家庭を対象に、幼児教育、保育、地域の子ども・子育て支援の質・量の拡充を図る」とする法の趣旨を踏まえ、新たな給付の仕組みの下で、それぞれの保育現場は鋭意取り組みの推進をはかっているところです。

先般、平成 27 年 6 月 4 日付の要望では、以下の重点要望を行いました。

- 子ども・子育て支援新制度を推進していくための恒久的な財源について、消費税以外を含む総額1兆円超の早急な確保を求めます
- 保育の質を高めるため、抜本的な処遇改善を実現する給付を求めます
- 実勢単価に見合った保育所等整備交付金・保育対策総合支援事業費補助金の維持・拡充を求めます

子ども・子育て支援新制度全体を推進していく上で、上記の所要財源の確保や抜本的処遇改善の実現は、当然に欠かすことのできない内容であります。これらに加えて、新制度施行後に明らかになってきた現場の課題については早期に対応が求められるものがあり、年度の途中ではありますが、随時是正がはかれるよう特段のご配慮をお願いしたく、以下のとおり要望いたします。

- 1. 保育の質を高めるため、抜本的な処遇改善の実現に向けて、職員配置の実態を適切に評価する給付の設定が必要です。**
- 2. 新制度で増大した事務手続きへの対応のため、常勤の事務職員を配置することができ給付が必要です。**
- 3. 給付の加算認定をはじめとする、市町村の確認手続きの円滑化が必要です。**
- 4. 各自治体の単独補助は、地域の実情や設定された経緯等を踏まえた必要な手当てとして、継続されるよう国からの助言が必要です。**

## **【要望項目の詳細】**

### **1. 保育の質を高めるための抜本的な処遇改善の実現に向けて、職員配置の実態を適切に評価する給付の設定が必要です。**

- 新制度では、延長保育事業は、11時間を上限とする保育標準時間における基本分単価の設定との関係から、従来制度とは異なる形で実施に必要な経費等が整理されましたが、これら全体の開所時間における配置の実態に見合った給付に改善が必要です。
- また、認定こども園及び幼稚園では、「低年齢児を中心として小集団化したグループ教育・保育を実施している場合や、副担任を設けている場合」にチーム保育加配加算がありますが、保育の質の向上のために保育士を加配配置する保育所についても、その取り組みを評価する加算の創設が必要です。
- 加えて、アレルギー児の対応や、専門的知見に裏付けされた質の高い支援により、保護者から納得感・安心感が得られることにつながるよう、看護師配置が進む公定価格の設定が必要です。

### **2. 新制度で増大した事務手続きへの対応のため、常勤の事務職員を配置することが出来る給付が必要です。**

- 給付の申請に係る事務手続きが従来制度に比べて増大していることから、従来の事務体制では賄いきれない状況があります。常勤の事務職員を配置するに見合った給付が必要です。

### **3. 給付の加算認定をはじめとする、市町村の確認手続きの円滑化が必要です。**

- 多くの市町村で給付全体の額を確認する手続きが完遂されておらず、施設・事業所へ本来支給されるべき給付が国の示す方針のとおり履行されていない実態は、早急に改善が必要です。
- 改善に向けては、より一層の市町村に対する指導をお願いするとともに、円滑に手続きがはかれるよう、複数の市町村にまたがって施設を有する法人の手続きの煩雑さを軽減するためにも、全国的な統一様式の提示等の支援が望まれます。
- なお、事務手続きに関する各市町村の理解の統一を進めることが求められます。

### **4. 各自治体の単独補助は、地域の実情や設定された経緯等を踏まえた必要な手当てとして、継続されるよう国からの助言が必要です。**

- 新制度で給付化された部分と重複する自治体単独補助分について、そのことのみをもって削減されないことがないよう、国からの一層の助言が必要です。

## 1. 公定価格（給付）に関する内容

- ・3歳児の職員配置は、20:1→15:1に改善した場合の加算措置がなされたが、そのほかの年齢区分の配置基準についても、改善に向けて加配を加算対象にするべきである。
- ・1号部分に設けられている「学級編制加配加算」や「チーム保育加算」のように、小集団化したグループに対する保育を行う場合に加配する実態に対しては、加算的な評価が必要である。
- ・障害児への対応について、療育支援加算が設けられているが、特別児童扶養手当支給対象児童を受け入れる施設には、より手厚く、また専門知識を有する職員配置が実現するように、基本額の上乗せが必要である。  
また、上記対象児童以外で、いわゆる「気になる子」と目される児童に対して、個別的配慮をしながらも集団保育の中で育ていくための加配ができるよう、同様に基本額の上乗せ、あるいは他の加算の創設による対応が望まれる。
- ・看護師配置が進むような公定価格の設定をお願いしたい。アレルギー児の対応や、専門的知見に裏付けされた質の高い支援により、利用子どもの保護者から納得感・安心感が得られることにつながる。
- ・幼保連携型認定こども園における「学校薬剤師」の配置（嘱託）について、配置のための採用が進めやすいよう、公定価格の設定を改善してほしい。
- ・小規模保育事業について、単独事業として運営が成り立ちやすいよう、給付を改善してほしい。地方部では、需給の状況により地域で複数事業所を開設するなどのスケールメリットを創出し難い。

## 2. 子ども・子育て支援新制度で生じる事務に関する内容

- ・ 給付（委託費）の申請に係る事務手続きが、従来制度に比べて増大している。各種加算の申請手続きや処遇改善等加算の加算率認定に係る手続き、年度途中の加齢による3号から2号への認定区分変更や家庭環境の変化に伴う認定区分変更、情報公表に係る書類の整備、これら諸手続きを行政に対して行う窓口業務等、従来の事務体制では賄いきれない状況がある。専従の事務職員を配置するに見合った給付が必要である。
- ・ 増大した事務手続きについて、全国统一様式とすることやなるべく簡潔・平易にする等の簡素化が必要であり、また、事務手続きを支援する仕組み・体制が市町村行政に必要である。なお、事務手続きに関する各市町村の理解の統一を進め、いわゆるローカルルールを排除する必要がある。

## 3. 地域子ども・子育て支援事業に関する内容

- ・ 11時間とする保育標準時間が整理されたことに伴って、延長保育の補助金の取扱いが、従来制度とは大きく変わっている。延長保育のみの金額に着目してしまうと、従来から大幅に減額されているという印象がある。実態として不足するのか否か、納得性のある説明が必要である。
- ・ 休日保育について、利用料の徴収の取扱いが各自治体によってバラバラな状況である。FAQでその取扱いは示されているものの、整合しないケースも散見されるので、あらためて周知・確認が求められる。

## 4. 市町村における対応に関する内容

- ・ 加算認定をはじめとする給付に係る市町村の確認手続きが進んでおらず、本来入ってくるべき給付が十分になされていない。概算払いでの取り扱いも認められているので、まずは必要な給付をするよう、より一層の市町村に対する指導をお願いしたい。
- ・ 保育の必要性の認定について、同一家族内の兄弟間で認定が標準・短時間と異なる等、利用の妨げとなるような認定がなされているので、改善をお願いしたい。
- ・ 子ども・子育て支援事業計画が策定できていない自治体がある

- ・新制度が施行されているにもかかわらず、自治体での手続きの関係で小規模保育事業の認可が進んでいない。
- ・利用定員の設定について、自治体間で認識・取扱いが異なっている。利用定員を1名でも超過する場合に定員変更を求められる等、定員超過の考え方が国の示している内容と異なっている。
- ・これまで各自治体で行われていた単独補助が、新制度で位置づけを得たものは削減されてしまった。地域の実情に応じてより良い体制のために必要な手当てについては、継続されるよう望みたい。

#### 5. 職員の資格に関すること

- ・幼稚園教諭免許を保有する保育士で、保育所で勤務している職員には、従来、教員免許更新について情報の周知がなされていなかった。今後、移行を予定している保育所等もあるなかで、保育教諭の確保のためにも、適切な情報提供が求められる。
- ・教諭免許・保育士資格の併有への移行期間について、各施設の移行状況を踏まえつつ、実態に応じて期間の延長を検討いただきたい。

#### 6. その他

- ・施設整備の申請期間が短く、書類の整備が困難である。
- ・移行した認定こども園について、定款準則の変更手続きを届け出で良しとするなどの簡素化を望みたい。